

京都市上下水道局告示第24号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成23年6月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市中京区西の京中御門西町41-2

有限会社安田設備

代表取締役 安田 徹

2 廃止年月日

平成23年5月31日

(上下水道局水道部給水課)